

滋賀県心身障害者 扶養共済制度のしおり

(新規の加入や口数追加をお考えの方へ)

ご家族のみなさまへ

心身に障害のある人を扶養している人にとっては、自分に万一のことが起きたときのことが気にかかるものです。

こうした心配を持つ方々の厚い要望を受けて、扶養している人に万一のことがあった場合に年金を支給することにより、心身に障害のある人の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的として誕生したのが、心身障害者扶養共済制度で、次のような特色があります。

- この共済制度は、全国の心身障害者を扶養している方々による相互扶助の制度です。
- 残された障害者に生涯にわたって年金が支給されます。
- 長期加入者や生活に困っている方には、掛金が減免されます。
- 払い込んだ掛金は、所得から控除されます。
- 支給される年金・弔慰金に所得税はかかりません。

心身に障害がある人の明日の生活を守るために、この制度をより多くの方々がご利用くださるようご案内申し上げます。

※ 本制度では「年齢」や「期間」について独自の使い方をしますので、実際の年齢や期間とは若干異なる場合があります。

※ この「しおり」は、平成20年4月1日以降、新たに加入いただく方を対象にしていますので、これより前に加入されている方については、内容が異なる場合があります。

加入できる方

- 心身障害者を現に扶養し、次の条件を満たす方です。
 1. 滋賀県内に住所があること。
 2. 65歳未満であること。
 3. 現在、特別の病気や障害を有しない。
 4. 心身障害者1人に対して、加入できる保護者は1人であること。
- 心身障害者とは次のいずれかに該当し、将来独立・自活することが困難な方です。
 1. 知的障害児（者）
 2. 身体障害児（者）・・・身体障害者手帳を所持し、1級～3級までに該当する方。
 3. 精神または身体に永続的な障害があり、1または2と同程度と認められる方。
(例) 統合失調症、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病など

掛金の額

- 掛金は、加入者の加入時の年齢により、1口あたり次のとおりです。

加入時の年齢	掛金月額
35歳未満	9,300円
35歳以上40歳未満	11,400円
40歳以上45歳未満	14,300円
45歳以上50歳未満	17,300円
50歳以上55歳未満	18,800円
55歳以上60歳未満	20,700円
60歳以上65歳未満	23,300円

※加入例

(1) 36歳で2口加入の場合

$$11,400円 + 11,400円 = \underline{22,800円}$$

(2) 30歳で1口加入し41歳で2口目を加入する場合

$$9,300円 + 14,300円 = \underline{23,600円}$$

※ 上の表は、平成20年4月1日以降に加入される方に適用されるものです。

(それ以前に加入されていた方については額が異なる場合があります。)

※ 掛金月額は、制度改正に伴って改訂されることがあります。

掛金の減免制度について

- 加入者が65歳以上に達し、かつ、継続して20年以上加入された時は、掛金が全額免除となります。(※加入された当時の制度により、25年以上加入が必要な場合があります。)
- 加入者が次に該当する場合は、申請により1口目の掛金が減免されます。(※2口目は対象となりません。)

1. 生活保護世帯であるとき
2. 市町民税非課税世帯であるとき
3. 非常災害等を被ったとき

年金の額

- 年金は、加入者が心身障害者より先に死亡したり、重度障害となった場合、その月から心身障害者に毎月 2 万円（2 口加入の方は 4 万円）が生涯にわたって支給されます。

弔慰金の額

- この制度に 1 年以上継続して加入した後、心身障害者が加入者より先に亡くなられたときは、一時金として加入期間に応じて、次の弔慰金が支給されます。

加入期間	金 額
1 年以上 5 年未満の方	5 万円
5 年以上 20 年未満の方	12 万 5 千円
20 年以上の方	25 万円

※ 2 口加入の場合は、2 口目の加入期間に応じ、左記金額が加算され支給されます。

脱退および脱退一時金について

- 次のような場合には、この制度から脱退したことになります。（※掛金は、脱退月分まで必要です。）
 1. 心身障害者が死亡したとき（弔慰金が支給されます。）
 2. 加入者が脱退届を提出したとき（掛金は返還されません。）
 3. 加入者が掛金を 2 ヶ月以上滞納したとき
- 脱退の申し出をする方の加入期間が 5 年以上の場合は、一時金として加入期間に応じて、次の脱退一時金が支給されます。

加入期間	金 額
5 年以上 10 年未満の方	7 万 5 千円
10 年以上 20 年未満の方	12 万 5 千円
20 年以上の方	25 万円

※ 2 口加入の場合は、2 口目の加入期間に応じ、左記金額が加算され支給されます。

加入の申し込みについて

- 加入の申し込みに必要な書類は次のとおりです。
 1. 加入等申込書
 2. 申込者告知書
 3. 障害証明書（身体障害者手帳、療育手帳等証明できるものを用意してください。）
 4. 加入申込者と心身障害者の住民票記載事項証明書
 5. 年金管理者指定届書（心身障害者が年金を管理することが困難なとき）
- 加入を希望される方は、加入に必要な書類を、①～③のいずれかの団体を経由して県に提出してください。（申し込みに必要な書類は、①～③の団体にあります。）
 - ① 公益社団法人滋賀県手をつなぐ育成会
 - ② 公益財団法人滋賀県身体障害者福祉協会
 - ③ 社会福祉法人滋賀県障害児協会

その他

- 本制度について詳しいことがお知りになりたい方は、最寄りの市町役場、県の障害福祉課または①～③の団体へお尋ねください。

滋賀県健康医療福祉部障害福祉課	〒520-8577 大津市京町四丁目 1-1	TEL 077-528-3542
①公益社団法人滋賀県手をつなぐ育成会	〒520-0044 大津市京町四丁目 3-28 滋賀県厚生会館内	TEL 077-523-3052
②公益財団法人滋賀県身体障害者福祉協会	〒525-0072 草津市笠山八丁目 5-130 県立障害者福祉センター内	TEL 077-565-4832
③社会福祉法人滋賀県障害児協会	〒529-0102 長浜市月ヶ瀬町 525	TEL 0749-73-3910